

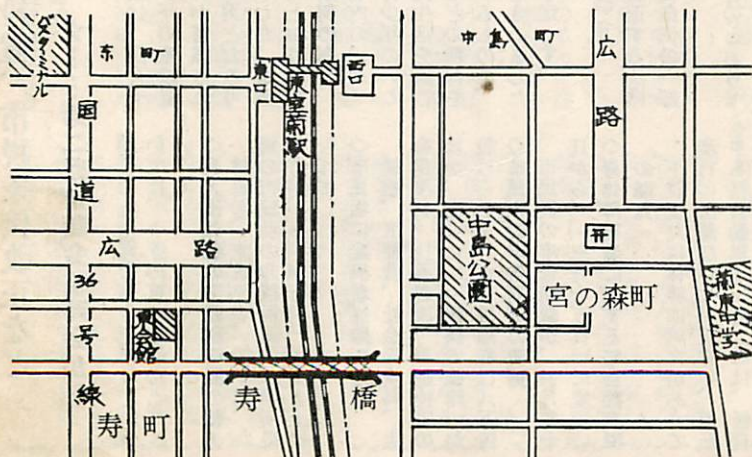
昭和41年

暮らし 市政だより

5月号

No. 182

寿町～宮の森町を結ぶ「寿橋」が開通



寿橋のあらまし

- ◇総延長 420m (橋桁240m)
- ◇車道 巾員11m
- ◇歩道 歩行者専用道路として中央部分に四カ所の階段を設け車道と分離して、事故防止と歩行者の便を図っている
- ◇高さ 8.3m (最高路面)
- ◇照明 ナトリウム灯19灯
- ◇使用した鉄材類 約1,000トン
"セメント" 770"
- ◇38年9月に着工3か年の継続事業で完成
- ◇総工費 3億5,770万円

(改) (造) (を) (舎) (庁)

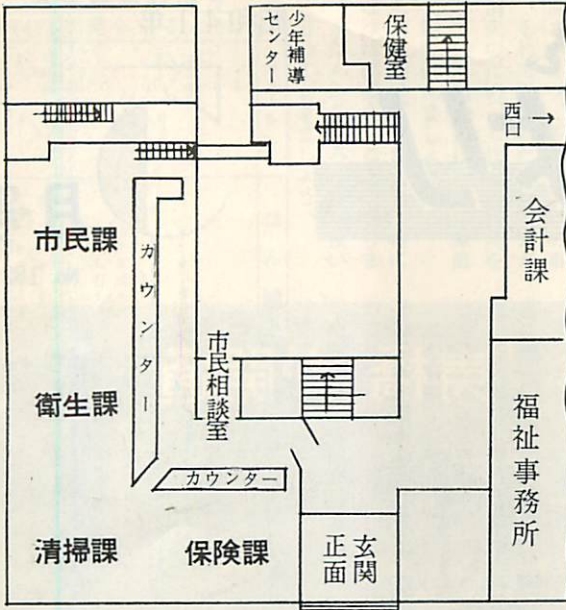
明るく、便利な窓口に

市民部四課(衛生、清掃、保険)が一か所で執務

市では、窓口サービスをより充実するため、みなさんの日常生活に関係の深い市民部の各課を一か所に集め、いろいろな手続きを一度に済ませることができるよう、庁舎一階の改造工事を行なっています。

戸籍、転出入事務の市民課、国民年金の保険課、し尿、じりんの処理の清掃課、そして市民の保健と予防業務の衛生課。これら市民部の本庁の各課は、市のしごとの中でも、市民生活にとくに直結した部門を担当しています。このため、毎日多くのかたが、

改造後の1階各課配置図



清掃で美しい街づくりを

とができます。また届出の中には市民部各課に関連するものもありますので、事務効率の向上にも役立つこととなります。

また、各窓口は間仕きりのないカウンター式にして、開放的な明るいふんい気をつくり、みなさんに、気軽に利用していただくことにしています。

新しい窓口は、改造工事が終わるのを待ち、六月からスタートする予定ですが、各課の配置は上の図のようにになり、みなさんが市役所本庁にいられて、正面玄関を入り左側に曲がると、市民部の保険、清掃、衛生、市民課がカウンターを前にして並び、日常生活に関係深い諸手続きなどを、一度に済ませることができるようになります。

市では、この本庁の窓口事務の改善のほか、今年度内に母恋、中島両出張所の改築を予定していますが、この新出張所には地域のかたがたに利用していただく集会所もあわせて設けることとしており全市にわたって、市民に直結する窓口事務の充実と市民サービスの向上が図られます。

※改築工事中の事務室移転
衛生課(予防接種も)は二階21号会議室、清掃課は四階40号会議室でそれぞれ執務していますが、くみ取りの申し込みについては一階保険課国民年金窓口、火葬場使用料は市民課戸籍係で受け付けています。工事の終るまで市民のみなさんに不便をおかけしますがしばらくごしんぼう願います。

青少年の家設置、市税条例改正など

☆………第二回市議会臨時会から

第二回市議会臨時会は、四月十五日に開かれ、市青少年の家設置条例など提出議案五件が審議されましたが、いずれも原案どおり可決され、同日閉会しました。議案の主な内容は、つぎのとおりです

◇市青少年の家設置条例の制定

旧イタンキゴルフ場内のゴルフハウスを改修して、青少年のいこの場をつくり、共同生活を通じて規律、協同、奉仕などの精神を实地に学べるようにするもので、名称はか必要な事項をきめました六月月中旬頃開館する予定です。

市税条例の一部改正

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴ない、市税条例の一部を改正しました。おもな内容は、つぎのとおりですが、土地の固定資産税の改正、

同税の免税点の引き上げなどについて、つぎの頁をごらんください。

◇個人市民税の非課税範囲の拡大
障害者、未成年者、老年者、か婦の市民税の非課税範囲が年所得22万円から「24万円」に引き上げられました。

◇市民税に配偶者控除の新設

雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、扶養親族、基礎控除のほか、あらたに「配偶者控除」が設けられました。控除額は八万円

◇市民税の申告期限の変更
市民税の申告期限が、三月二十日から、「三月十五日」に変更

◇身体障害者に対する軽自動車税の減免
下肢または体幹に障害があつて歩行に困難なかたが所有し、運転する軽自動車(一台)には、軽自動車税が減免になります。

高薄市長

親善友好のため中国訪問

高薄市長は、日中友好協会のすいせんにより、日本地方自治友好代表団の一員として、四月二十七日、羽田空港から中国へ出発しました。

一行は、一カ月滞在の予定で北京、天津、南京、杭州などの中国の代表都市を中心に、農村地帯なども訪問、日中親善を深めるとともに、同国の経済、地方行政の現状を視察します。なお、市長帰国の日まで、法の定めにより市長の職務は、西田助役が代理します。

▽5月の税金△

適正な税負担に

土地の固定資産税負担方法がわかる

土地・家屋 免税点を引き上げ

- ◇ 今国会で地方税法の一部を改正する法律が成立し、土
- ◇ 地に対する固定資産税、都市計画税が改正になり、41
- ◇ 年度から新たな負担調整が行われることになりました

もので、そのあらまは、つぎのとおりです。

上昇率	負担調整率
3倍未満	1.1
3倍以上8倍未満	1.2
8倍以上	1.3

◎固定資産税額の算定方法

昭和四十一年度分は、各筆ごとの宅地等について、新評価額と昭和四十年年度分の課税標準額に負担調整率を乗じて得た額を比較し、その小さい方の額（41年度課税標準額）に税率を乗じたものが年間

の税額になります。
※農地はこれまでどおり据えおかれます。

◎固定資産税の具体的な計算例
左の表をごらんください
(註)

①C欄の数字は、昭和40年度までの負担調整措置に基づくもの

②土地と家屋の両方を所有している場合は、土地の課税標準額15万円と家屋の課税標準額を合計した額に税率を乗じて得た額が年間の税額になります。

◎都市計画税額の算定方法

◎ たいま「昭和40年度分未納市税完納啓発推進月間中」です

昭和38年度の評価額に対する新評価額（39年度）の上昇率によりつぎの負担調整率を用いて、各宅地等について、固定資産税と同じ方法で算定されます。（税率は百分の0.15）

上昇率	負担調整率
3倍未満	1.3
3倍以上8倍未満	1.6
8倍以上	1.9

◎固定資産税の免税点引上げ
()内は改正前
土地 ……八万円(二万四千円)
家屋 ……五万円(三万円)
償却 ……三十万円(十五万円)
（いずれも課税標準額、これに満たないものは課税されません）
※なお詳細は市税務部資産税課へお問い合わせください

固定資産の評価は、現在三年ごとに行われていますが、昭和三十九年度に行われた評価替えでは、宅地等については、昭和三十八年度にくらべて約五・三倍程度上昇しましたが、この評価額で算定しますと、非常に高い税金になるため、三十九、四十年年度は、昭和三十八年度の課税額の二割をこえない範囲で課税してきました。
しかし、この方法では、値上りの大小に関係なく一律に適用されましたので、税負担の適正化を図るため、昭和三十八年度の評価額に対する翌三十九年度の新評価額の上昇割合をつぎの表のように区分し、それぞれの負担調整率により税額を算定することになった

(計算例)

区分	昭和38年度分の評価額(A)	昭和39年度分の新評価額(B)	昭和40年度分課税標準額(A)×1.2(C)	上昇率B/A	負担調整率(D)	昭和41年度分課税標準額(C)×(D)または(B)
宅地甲番地	50,000	300,000	60,000	6.0	1.2	72,000
宅地乙番地	30,000	38,000	36,000	1.27	1.1	38,000
山林	20,000	50,000	24,000	2.5	1.1	26,400
農地	13,600	25,000	13,600	—	—	13,600
計	113,600	413,000	133,600	—	—	150,000

昭和41年度分の税額

$$150,000 \text{円} (41年度分課税標準額) \times \frac{1.4}{100} (\text{税率}) = 2,100 \text{円} (\text{税額})$$

海釣りの事故防止 (気象に注意)

夜釣りはやめる

天候が暖かくなり、海釣りを楽しむ人が多くなっています。これら釣りの海難事故も年々ふえています。海釣りには、つぎのことに注意して、海上での事故を防ぎましょう。

附近、大黒島北西約五百米附近の海域は、出入港の船舶が多く、視界不良時には衝突の恐れがありますので、この区域をさけること。

- ▽ 船外機を取り付けた舟ではじゅうぶんな燃料、整備用具とろろっかいを忘れない
- ▽ 釣りをする予定場所を、帰宅時間、家族などに知らせておく
- ▽ 単船および夜釣りをさける
- ▽ 出発前に気象状況を調べ、また携帯ラジオなどで常に気象状況に注意する。
- ▽ 風向の変化に注意し、風波が高くなったり霧が発生した時はすぐ引返す
- ▽ 安全な場所をえらぶ
- ※特に室蘭港南北両防波堤灯台
- △ エンジンの故障などで、航行できなくなったときは、昼間は布などをかかげ、夜間は灯火(懐中電灯)などを点滅して他の船の注意を引き、救助を求めろ。
- ▽ 南、北両防波堤では
 - 1 海藻、流出油などで足場が悪いのでじゅうぶん注意する。
 - 2 満潮時に北西寄りの強風が吹くと波が防波堤を越え危険になるので、風向の変化に注意
- 3 子どもたちだけで行かせない
- 室蘭海上保安部からお願ひ：団体の海釣りには、主催者から日時、場所、船数などを連絡してください。

いつそう火災の予防を!!

春の火災予防運動実施中～5月末

▽…「火災警報発令中」はとくにご注意

春の火災多発シーズンを迎え、五月末まで、全道に「春の火災予防運動」が実施されています。

みなさんのご家庭や職場などでも、火の元にはじゅうぶんご注意ください。最近市内で発生した火災の例から、つぎのことに気をつけて、いつそう防火につとめてください。

▽家庭用消火器を備え、いつでも使えるように

石油ストーブ、石油コンロの事故や、もれて引火したプロパンガスの消火のため、これらの器具を使用している場合には、ぜひ家庭用消火器を備えましょう。

また消火器は、いざという時に使えなければ備えたことになりません。ふだんから、みんなが使い方を練習しておきましょう。

▽メガネ石は正しい規格品を

煙突が壁や天井などの木部をとおる個所に、メガネ石がわりにスレート煙突や土管を使うと、熱はこれを通して、まわりの木をこがし、火災になる危険があります。煙突の取り付けに正しい規格のメガネ石を使っているか、もう一度確かめましょう。

火災警報

空気が異常に乾燥して、物が非常に燃えやすくなったり、大風が吹いて大きな火災になる危険が生じた時に、火災警報を発令します。この警報が発せられた時には、火の元に注意するとともに、必ずつぎのことを守ってください。

- ▽山林、原野などで火入れしない
- ▽火花を使わない。

火災警報の信号		
解除するとき	発令するとき	
約10秒 約3秒	約30秒 約6秒	サイレン
1点・2点と2点との まだら打ち	1点と4点との まだら打ち	はん鐘
口頭伝達、掲示板の撤去 吹流し、旗の降下	旗・けい示板など 火災警報発令中	

- ▽屋外で「たき火」をしない。
- ▽屋外の燃えやすい物の近くでタバコを吸わない。
- ▽残り火、タバコの吸いながら、取灰、火の粉の始末をする。
- ▽屋内で「ハダカ火」を使う時は窓、出入口などを閉める。

正しい掛け方

ダイヤルは正しくあわてずに一九と指止めまでキチンと廻す。正しくダイヤルしないと話し中などになり、通じません。

一一九番には局番がありません

一一九番には局番がありません。2局、4局などの局番を廻すと「話し中」になり、電話は通じませんのでご注意ください。通報には場所をはっきり

消防が出たら、町名、地番、目標になる近所の大きな建物の名称などを、くり返えし、はっきりお伝えください。

一一九番に問い合わせるのはやめましょう

一一九番に火事や救急の問い合わせをする時、その間一一九番は話し中になり、火事や救急の通報ができず、消防車、救急車の出動がおそくなります。問い合わせは、加入電話(2) 111番を利用願います。

みんなが検診を
定期健康診断
23日から

健康は見かけだけではわかりません。市では、みなさんが健康で明るい毎日をおくれるよう、ことしも一般家庭の結核検診を五月二十三日からつぎの日程で実施します。みんなが検診をうけましょう

- ◎対象 全市民（勤務先や学校などで健康診断を受ける方を除く）
- ◎検診の内容 ①一日目：ツ反、レントゲン撮影、血圧測定 ②二日目：ツ反判定、BCG接種
- ◎料金は無料です
- ◎検診日程（時間：10時～15時）

- ▽5月23日 絵鞆町会館
- ▽24日 祝津消防分団
- ▽25日 市祝津出張所
- ▽26日 港南中
- ▽30日 小橋内会館
- ▽31日 西小路会館
- ▽6月1日 北辰会館
- ▽2日 港町消防分団
- ▽6日 幕西町会館
- ▽7日 常盤町会館
- ▽8日 幸町会館
- ▽9日 本町会館
- ▽13日 舟見町会館
- ▽14日 市職員会館
- ▽16日 新富町会館
- ▽20日 母恋南町会館
- ▽21日 北町会館
- ▽22日 御前水会館
- ▽23日 大沢小
- ▽27日 みゆき町稲荷ヶ丘神社社務所
- ▽28日 御崎三の湯
- ▽29日 輪西市民会館
- ▽30日 旭町会館

＊7月4日以降の日程は来月号でお知らせします。

水道部から

工事は必ず市水道部に申し込みを水道の給水装置工事を行う場合には、給水の安全と管理の適正を図るため、法令などに基づいて施工することになっておりますので、かならず市水道部に申し込みを正規の設計により工事してください。

また家屋の改造などで、不在になる場合は、その期間の「閉せん」または「取りはずし」を申し込んでください。このことを怠ったために給水装置が盗難にあたりむだな水が使われるなどの事故が多いので、じゅうぶんご注意ください。

徴収事務の委任
職員のほか四月一日から、つぎのかたにも給水料金などの徴収事務を委任しています。

- ◇安藤英雄（住所：開運町5）
- ◇駒沢啓吾（〒幕西町63）



5・6月の推進目標
青少年の
団体活動をすすめよう